

公 示

平成25年5月22日

鹿島税関支署長 横山 勇 市

鹿島港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示（昭和50年総揭示第67号）を下記のとおり改正し、平成25年5月23日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定に基づき、公示します。

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指 定 に 係 る 条 件
南公共埠頭A～H岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
北公共埠頭D・E岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
外港公共埠頭A岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
花王バース	[交通] 制限区域への出入に際しては、花王(株)鹿島工場に設置された入出門ゲートである中央ゲートを経由すること。 [積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物、船用品及び託送品に限る。
鹿島共備受入バース	[交通] 制限区域への出入に際しては、鹿島共備受入バースに設置された第2ゲートを経由すること。 [積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物、船用品及び託送品に限る。
鹿島港通船発着所	[積卸] 船用品及び託送品に限る。
前項までに定める岸壁以外の保税地域前面の岸壁又は物揚場（積卸に限る。）	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。

注)

- ①「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（SOLAS条約を受けた国内法）の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ②「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。